

## 電気需給条件説明書

[低圧]

本書では、取次店であるエスリード建物管理株式会社(以下「当社」といいます。)がお客さまに小売電気事業者である株式会社ファミリーネット・ジャパン(以下「本小売電気事業者」といいます。)が供給する電気を販売する際の条件を説明します。詳しくは当社電気需給契約申込書および電気需給約款[低圧]<取次用>等をご確認願います。なお、本書と電気需給約款[低圧]<取次用>とで記載が異なる場合は、本書記載の内容を優先するものとします。

### 1. 申し込み方法

当社所定の電気需給契約申込書により申込みいただきます。

### 2. 契約容量および契約電力、契約種別

契約容量、契約電力および契約種別については、現在の小売電気事業者との需給契約の内容をお客さまから申し出ていただき(ただし、お客さまが関西電力の e スマート 10 等をご利用頂いている場合はそれ以前の契約種別を前提とします。)、お客さまに適用される契約種別ごとにそれぞれ、決定されます。詳細は、電気需給約款[低圧]<取次用>15 から 17 をご参照ください。

### 3. 電気の需給開始予定日

電気需給開始予定日は、電気需給申込書を当社が受領した日から起算して、15 営業日に 2 暦日を加えた日以降に到来する最初の検針日を目途とします。

※電気需給契約申込書においては、電気需給開始希望日を記載していただきますが、実際の電気需給開始日は、電気需給開始希望日を踏まえて当社がお客さまに契約成立後お知らせする日となりますので、電気需給開始希望日どおりに、電気の使用を開始していただけることをお約束するものではありません。

### 4. 電気料金およびその算定方法

毎月の電気料金は、従量電灯 A マンション共用部の場合は、その1月の使用電力量にもとづき、次によって算定された金額に、再生可能エネルギー発電促進賦課金(以下、「再エネ賦課金」といいます。)の金額を加え、燃料費調整額を加算または減算したものとします。従量電灯 B マンション共用部または、低圧電力マンション共用部の場合は、基本料金と電力量料金の合計金額に、再エネ賦課金の金額を加え、電力量料金に燃料費調整額を加算または減算したものとします。

#### 従量電灯 A マンション共用部 電気料金(税込) ※一月につき

最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	301 円 33 銭
電力量料金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	17 円 95 銭
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	22 円 79 銭
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	25 円 88 銭

#### 従量電灯 B マンション共用部 基本料金(税込) ※一月につき

契約容量(キロボルトアンペア)	6 以上 50 未満
基本料金	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき 342 円 14 銭

#### 電力量料金(税込) ※一月につき

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	15 円 47 銭
120 キロワット時を超え 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18 円 32 銭
300 キロワット時を超える 1 キロワット時につき	20 円 91 銭

#### 低圧電力 マンション共用部 基本料金(税込) ※一月につき

契約電力(キロワット)	50 未満
基本料金	契約容量 1 キロワットにつき 941 円 97 銭

※毎月の力率は一律 90%とし、5%の力率割引が適用されます。

電力量料金(税込) ※一月につき

	夏季	その他季
1 キロワット時につき	12 円 77 銭	11 円 48 銭

5. 工事費等

計量器等は、一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り付けます。ただし、必要最低限以上の費用を要する場合はお客さまの所有とし、お客さまの負担で取り付けさせていただくことがあります。

電力需給の開始または需給契約の変更等に伴い、一般送配電事業者が供給設備を新たに施設または変更する場合、本小売電気事業者が託送供給等約款に基づいて、一般送配電事業者から工事費の負担を求められ、当社が本小売電気事業者からその請求を受けた場合には、当社は、その実費を工事費負担金としてお客さまから申し受けます。

6. その他ご負担いただく費用

お客さまが料金を支払期日を経過して、なお支払われない場合、料金から消費税等相当額ならびに再エネ賦課金およびその消費税等相当額を控除した金額に対して支払期日の翌日から支払日までの日数に応じて年利 10%の延滞利息を申し受けます。

7. 供給電圧および周波数

- 供給電圧は、100 ボルトまたは 200 ボルトです。
- 周波数は原則として標準周波数 60 ヘルツです。

8. 供給電力(量)の計測方法および料金調定方法

- 使用電力量は、一般送配電事業者が供給地点ごとに取り付ける計量器により計量いたします。
- 料金の算定期間は「一月」とし、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間とします。ただし、電気の供給を開始もしくは再開した場合、電気の供給を停止もしくは需給契約が終了した場合、または供給電力の変更等により適用される料金に変更があった場合は、基本料金を日割計算します。
- 料金の支払義務は原則として検針日の属する月の翌月 1 日に発生するものとし、支払期日は、以下の通りといたします。

支払期日	当社がお客さまに別途お知らせする料金計算確定日の翌日から起算して 30 日目の日
------	--

9. 料金その他の支払方法

料金その他の支払方法は、当社が指定した金融機関等に振り込む方法とします。

10. 料金の確認方法

請求書により料金をご確認いただけます。

11. お客さま側の保安等に関するご協力

お客さまには、以下の事項についてご協力いただく必要があります。詳細は、電気需給約款[低圧]〈取次用〉30 から 31 および 55、56、57 をご参照ください。

- 業務上必要とする場合に、当社、本小売電気事業者もしくは一般送配電事業者またはそれらの業務委託先がお客さまの土地または建物に立ち入ることにご承諾をお願いします。
- 一般送配電事業者の供給設備の工事および維持のために必要な用地等の確保等についてご協力をお願いします。
- 一般送配電事業者から電気の供給にともなう設備の施設場所の提供を本小売電気事業者またはお客さまが求められた場合、および当社または本小売電気事業者が必要に応じお客さまの電力負荷を測定するために必要な通信設備の設置場所の提供をお客さまに求めた場合、それらの場所の提供にご協力をお願いします。
- 業務上必要とする場合に、お客さまの負担でお客さまが施設した付帯設備等について、一般送配電事業者が使用することにご協力をお願いします。
- お客さまが電気工作物の変更工事を行った場合には、その工事が完成したとき、速やかにその旨を当社および一般送配電事業者または登録調査機関に通知していただきます。また一般送配電事業者が法令に定められた調査を行う際には、必要に応じて配線図のご提示などご協力をお願いします。一般送配電事業者が実施する託送供給の停止に伴い、お客さまの電気設備に適切な処置を行う場合に、必要に応じてこれにご協力をお願いします。
- 一般送配電事業者の供給設備の故障・点検・修繕・変更その他工事上やむをえない場合、または需給上・保安上必要な場合、お客さまの電気の使用の制限・中止にご協力をお願いします。

- ・ お客さまが引込線、計量器等その他需要場所内の当社、本小売電気事業者または一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、またはそれらが生ずる恐れがあると認めた場合、またはお客さまの電気工作物に異状・故障があり、それが一般送配電事業者の電気工作物に影響を及ぼすおそれがある場合、速やかに当社または一般送配電事業者へ通知していただきます。
- ・ お客さまが一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件・設備の設置、変更または修繕工事がされる場合は、あらかじめ、その内容を一般送配電事業者へ通知していただきます。

## 12. 契約期間・更新

- ・ 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始日以降 1 年目までといたします。
- ・ 契約期間満了に先だってお客さま、または当社から別段の意思表示が無い場合、需給契約は契約期間満了後、1 年毎に同一条件で継続されるものとします。

## 13. 契約の変更・終了に伴う費用

### ・ 契約変更

お客さまが契約電力または契約容量を新たに設定もしくは契約電力または契約容量を増加した後に、契約電力または契約容量を減少しようとする場合において、当社または本小売電気事業者が一般送配電事業者から料金の精算を求められ、またはお客さまが電気の使用を開始され、その後契約電力を変更する場合に、当社または本小売電気事業者が一般送配電事業者から工事費の精算を求められ、当社が本小売電気事業者からその請求を受けた場合には、当社は、原則としてお客さまよりその精算金を申し受けます。

### ・ 契約期間満了以前の契約の終了

お客さまが契約電力または契約容量を新たに設定もしくは契約電力または契約容量を増加した後に、本契約を終了しようとする場合において、当社または本小売電気事業者が一般送配電事業者から料金の精算を求められ、またはお客さまが電気の使用を開始され、その後本契約を終了する場合に、当社または本小売電気事業者が一般送配電事業者から工事費の精算を求められ、当社が本小売電気事業者からその請求を受けた場合には、当社は、原則としてお客さまよりその精算金を申し受けます。

## 14. お客さまからの申し出による契約の変更・終了

- ・ 需給契約の内容は原則として契約期間中は変更できません。やむを得ずお客さまが需給契約の変更を希望する場合、当社と協議のうえ、変更にとまなう負担金額を定め新しい契約内容に変更できるものといたします。
- ・ 契約の終了を希望される場合は、原則として、あらかじめ終了期日を当社に書面でその旨を通知していただきます。詳細は、電気需給約款[低圧]〈取次用〉42 をご参照ください。

## 15. 当社からの申し出による契約の終了

次のいずれかに該当する場合には、当社は需給契約を解除または解約する場合があります。詳細は、電気需給約款[低圧]〈取次用〉44 および 461 をご参照ください。

- ・ 一般送配電事業者により電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合
- ・ お客さまがこの需給契約の料金または他の需給契約の料金を支払期日を経過して、なお支払われない場合
- ・ お客さまが料金以外の債務(延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金その他電気需給約款[低圧]〈取次用〉から生ずる金銭債務をいいます。)を支払われない場合
- ・ お客さまが電気需給約款[低圧]〈取次用〉に記載されていることに違反した場合
- ・ お客さまが差押もしくは競売または滞納処分を受けた場合
- ・ お客さまが破産、民事再生その他の法的倒産手続の申し立てを受けたとき、または自らこれらの法的倒産手続の申し立てをなした場合
- ・ お客さまが反社会的勢力関係者と判明した場合、または反社会的勢力関係者の疑いがあると認められた場合
- ・ 本小売電気事業者が、小売電気事業の継続が困難と認められる事情が生じたことにより当該小売電気事業を廃止する場合

## 16. 当社と本小売電気事業者の契約終了に伴う契約変更

当社と本小売電気事業者との取次委託契約が解除その他の理由により終了した場合、ただちに、需給契約に関するお客さまの契約の相手方が当社から本小売電気事業者または本小売電気事業者が指定する小売電気事業者等に変更されます。この場合、当社は、あらかじめその旨をお客さまに書面により通知(ウェブサイトを通じて行う方法等電磁的方法によるものを含み、以下本条において同様とします。)するものとし、この変更が生じた後、本小売電気事業者は、遅滞なくその旨をお客さまに書面により通知するものとします。なお、変更後の供給条件は、変

更前の供給条件と同等といたします。

#### 17. 電気の使用方法

お客さまの電気の使用が、他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社、本小売電気事業者、一般送配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設するとともに、とくに必要がある場合には、供給設備を変更し、または専用供給設備を施設することにご協力をお願いします。

#### 18. その他

- ・ お客さまが契約開始以前に他の小売電気事業者や取次店（以下「小売電気事業者等」といいます。）との電気需給契約を締結せずに電気を使用していた場合は、遡って当社との電気需給契約が必要になります。
- ・ 当社と新規にご契約いただくことに伴い、現在ご契約中の小売電気事業者等との間で契約途中の解約金等が発生する可能性があります。詳しくは現在ご契約中の小売電気事業者等にお問合せ下さい。

#### 19. お問い合わせ先

取次店 エスリード建物管理株式会社 大阪府大阪市北区大淀南一丁目 5 番 1 号
小売電気事業者 株式会社ファミリーネット・ジャパン (A0300) 東京都品川区大崎 2 丁目 11-1
【電気需給契約に関するお問い合わせおよび契約の変更・解除のお申し出】 エスリード建物管理株式会社 TEL 06-6345-3190 (本件に関する受付時間 9 時～18 時半 土日祝休み)
【停電時のお問い合わせ先】 関西電力株式会社 お問い合わせ窓口 TEL 0800-777-3081 (24 時間 365 日受付) <a href="https://www.kepco.co.jp/corporate/profile/community/">https://www.kepco.co.jp/corporate/profile/community/</a>